

第 2 7 回

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会

平成 2 1 年 9 月 2 9 日 (火)

午後5時30分 開会

事務局（宇田川）では、ただいまから、第27回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を開催します。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

議事に入りますまでの進行を務めさせていただきます、千葉県河川整備課の宇田川と申します。よろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をいたします。

本日の資料は、まず次第がございます。

次に、資料 - 1 の第26回委員会の会議結果概要です。

次に、資料 - 2 の第2回勉強会の開催結果概要です。

次に、資料 - 3 の工事の実施状況です。

次に、資料 - 4、夏季モニタリング調査結果速報です。

次に、資料 - 5、市川海岸塩浜地区護岸検討委員会要綱（案）です。

最後に、資料 - 6、護岸バリエーション検討資料です。

以上が本日の資料となっております。足りない方はお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それと、委員の皆様のお手元には、三番瀬再生計画に係る資料を綴った青いファイルを置かせていただいておりますが、このファイルは次回以降も使用しますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

次に、委員の出席状況について説明いたします。上野委員と荒木委員の2名が、所用により欠席する旨を事前に連絡を受けております。また、倉阪委員と清野委員が遅れる旨の連絡を受けております。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

本日の主な内容は、護岸バリエーションの検討と、護岸検討委員会設置要綱の改正についてです。

議事の進行は遠藤委員長にお願いしたいと存じます。遠藤委員長、よろしくお願いいたします。

遠藤委員長 それでは、第27回の検討委員会を始めたいと思います。

今お話がありましたように、報告事項については4件、それから議題が2件ということで、時間は7時半までということでご協力をお願いしたいと思います。

それでは、まず報告事項ということで、(1)の第26回委員会の開催結果概要、(2)の第2回勉強会の開催結果概要、(3)の工事の実施状況と、まずそこまでを事務局からご説明をお願いしたいと思います。お願いします。

事務局(江澤) それでは、資料-1をごらんください。第26回委員会の会議結果概要でございます。

まず最初に、報告事項といたしまして、第25回委員会の開催結果概要を報告いたしました。それから、第1回勉強会の開催結果概要を報告したところです。それから、緑化試験の経過報告を行ったところです。

それから、2ページに行きまして、現地見学会開催状況ということで、6月の末に行われました砂つけ試験について報告を行ったところです。

それから、下のほうで議題ですけれども、「平成22年度の実施計画について」ということで、今検討を進めておりますバリエーションについて決まれば、平成22年度から完成断面の施工をしていきたいということで報告をしたところです。

それから、「護岸バリエーションの検討について」ということで検討をしていただきました。この中で、主な意見といたしましては、護岸に柵は設置しないのかということで、設置はしませんと、注意看板の設置を考えているということでお答えをしたところです。

それから、3ページのほうに行きまして、保全ゾーンと親水ゾーンを明確に分ける必要はないのではないかという意見がございました。

それから、下のほうでございますけれども、事務局の回答のところ、海岸は原則自由に使えるが、危険な場所には人為的な施設を造ることが必要であり、また、地元の人たちの考え方にもよる、ということでお答えをしたところです。

それから、4ページのほうですけれども、海の生き物は、人が入って無制限に採ってしまうと供給するものがない限り全滅してしまう、生き物の保全は必要であるという意見がございました。

それから、「市川市塩浜1丁目海岸再生事業について」ということで、1丁目護岸についても当委員会で検討をしていただきたいということで、了承されたところでございます。

以上が、第26回の委員会の開催結果概要でございます。

それから、資料-2をごらんください。これは勉強会の開催結果概要でございます。

ここでは、護岸バリエーションの検討について議論をしていただいたところです。主な意見といたしましては、アクセス路前の部分は、人が降りていくことが予想されるので、安全の面

から法先に変化をつけないほうがよいのではないか。

小段の幅は2メートルで十分と思う。

それから、少し下に行きまして、緑化試験で雑草が繁茂していることから、緑化する範囲を決める際は人が歩く部分を緑化すると雑草で歩きづらくなることを考慮すべきである。

階段の勾配は1対2よりも1対3とし、緩やかな勾配としたほうがいい。

それから、下のほうへ行きまして、親水のことを考えることも大事だが、早く護岸整備の進捗を図ってもらいたいというような意見があったところでございます。

それから、資料-3をごらんください。工事の実施状況でございます。

今年度の工事の予定が、下の図の赤でかかれています部分になります。このうち、8月までに、左側に書いてあります捨石50メートル部分の工事を完了いたしました。この整備によりまして、老朽化した鋼矢板護岸の倒壊防止というものが完了したということになります。

それから、今後は陸側のH鋼杭205メートルにつきまして施工していくというように考えております。

工事の実施状況については以上でございます。

遠藤委員長 どうもありがとうございました。

ただいま報告がありました(1)、(2)、(3)、それぞれ結果概要、それから工事の実施状況ですが、何かこれにつきましてお気づきの点がありましたら、お願いしたいと思います。

竹川さん、どうぞ。

竹川委員 3ページですが。

遠藤委員長 どの資料ですか。

竹川委員 第26回の結果概要案、資料-1です。その3ページの下のほうに、事務局回答の中で、「危険な場所には人為的な施設を造ることが必要であり、地元の考え方にもよる」と、若干抽象的な言葉が書いてあるんですけども、危険な場所には必ず人為的な施設を造るということを意味しているのであれば、必ずそれを造るみたいな感じにとられるんですけども、こういう形でよろしいのでしょうか。

遠藤委員長 どうですか。

ほかに、委員の方、何かご意見ありますか。

事務局のほうで何かコメントありますか。

事務局(江澤) この護岸については、人工的な構造物ということで整理しておりますので、そういった人工的な構造物において危険な場所があれば、そこには何らかの施設、安全対策を

行うような施設が必要だというふうには考えております。

遠藤委員長 どうぞ。

竹川委員 確認なんですけど、要するに、護岸の構造の問題なんですか。

事務局（中山） 確かに構造の問題もあるんですけども、管理を実際に担当しております部局のほうにも確認したんですけども、海岸はやはり自由使用なんですけれども、天然の海岸ございますよね。例えば、イメージ的には九十九里とかですかね、ああいうところの天然の海岸での危険防止というのと、やはり人工的に、今回の塩浜みたいに手を加えて人工構造物という施設をつくったところでは、やはり考え方が多少変わるということです。

ここに書いてあるのは、これはちょっと言葉が足りないのですけれども、危険と思われる、これはかなり千差万別ですから、主観によって変わると思うのですけれども、そういった地元の見解を聞きながら、あるいは関係者の見解を集約していく中で、管理者として必要があれば何らかの措置をとっていくと。それは場所によって、例えば転落防止柵であったり、あるいは立て看板であったり、そういったものになると、そういう解釈をしていただきたいと思います。

竹川委員 はい、わかりました。

遠藤委員長 よろしいですか。

ほかにご意見はありますか。お願いします。

よろしいでしょうか。今の（１）、（２）、（３）の工事の実施状況のところまでですけれども。

それでは、また何かあれば、後でまたお話しいただくことにしまして、次へ進めさせていただきます。

次に、（４）の「夏季モニタリング調査の速報」ということで、事務局からご説明をお願いします。

事務局（江澤） 資料 - 4 をごらんください。

２シート目のほうに赤字で書いておりますけれども、地形、底質、生物、緑化試験、砂つけ試験についてモニタリング調査を行ったところです。

次のページをお開きください。４シート目のほうでは、海底の地形の状況をあらわしております。今回、秋の調査として調査したところ、法先における著しい地形の変化というものは見られていない、そういう状況になっております。

また、５シート目のほうでは、追加距離30メートル、60メートル、100メートルの地点におけるそれぞれの経年変化をとったところですが、これについても一定の傾向は見られて

いないというような状況になっております。

そのほか、対照測線 L - 2、2 工区については、6 シート目のほうに書いてございますが、これについても著しい変化は見られていないというような状況になっております。

次のページをお開きください。7 シート目ですが、これは底質、粒度についてのモニタリングでございます。まず、1 工区のところを見ても、そんなに著しい変化というものは見られていないという状況になっております。

8 シート目のほうが、追加距離22メートルから100メートルの間において経年的に見たものですけれども、各地点で見ても、そんなに大きな変化は見られていないというような状況になっております。以下、対照測線 L - 2、それから2 工区においても同様でございます。

それから、シートの11をごらんください。ここからが生物調査の結果になります。

調査当日の海域の状況ですけれども、シート12のほうに書いてございますが、貧酸素水が出ていたような状況でのモニタリングでございました。これが貧酸素水塊の速報ということで、左側が8月25日、右側が9月7日の状況報告ですけれども、貧酸素水塊の速報では、調査前までに三番瀬沖合いに底層水が貧酸素の状態であるということが報告されておりました、また、右側のほうでは、8月31日から9月1日に船橋から千葉市地先で青潮が発生したということが書かれております。

シートの13のほうですけれども、8月下旬までに沖合い底層にあった貧酸素水塊が、台風による北寄りの強い風によって浅い海域や表層に運ばれてきたということが推察されます。

左下の写真にありますように、北寄りの風が吹くと、その表層は沖のほうに運ばれますけれども、それに伴いまして底層にある水が陸側に運ばれてくるということで、貧酸素水塊が上のほうに表面のほうに上昇してくるということです。そういった状況下でのモニタリング調査がありました。

シート14のほうに、「溶存酸素量 DO : 3.7mg/L」ということで書いておりますけれども、非常に少ない状態でございます。

ちなみに、前回の4月のときには DO が「12.0mg/L」ということでございました。それから比べれば少ないというような状況でございます。

それから、1 ページめくっていただいて、シート15ですけれども、ここからは高潮帯、中潮帯、低潮帯ということで、それぞれ石についている生物の調査をしています。この中では、低潮帯ですけれども、マガキの被度がやや低下していたということ、それから、またその一方で、他の潮間帯動物としては、主にイボニシ、ケフサイソガニ、ホヤ類、マハゼ、メジナ、ク

ロダイなどの魚類などの種が観察されております。

それから、シート17のほうには、昨年度の9月と今回の9月の状況の比較が載っておりますけれども、昨年は青潮が発生しておりました。その状態が左のほうですけれども、上の写真ではマガキが死んでいるような状況になっております。また、その下では、法先での二枚貝が口を開いて死んでいるような状況が見られたところです。

今回の状況は、貧酸素水塊でありましたけれども、そこまではひどくないような状況でありました。そういった中で、アサリ等の生貝というものも見られているところです。

また、18シート目のほうでは、その貧酸素水塊から逃れてきたであろうというクロダイとかメジナ、そういった魚類も見られております。

それから、次のページをめぐっていただくと、護岸の潮間帯への生物の着生状況というのを経年変化を追って示しているものでございます。これを見ますと、そんなに大きな変化は今のところ見られていないと。

それから、20シート目のところも見ていただくと、昨年平成20年9月のマガキの被度がいったん落ちているんですけれども、これは青潮によるものなのですが、そこから回復してきているという状況が見られております。

そのほか、24シート目からは、2工区の状況などをお示ししておるところですけれども、こちらについてもそんなに大きい状況の変化というのは見られていないというような状況になっております。

それから、30シート目のほうから、その他ということで、完成形のところの乱積み部についてのものでございますけれども、こちらについても順調に生物の進入が進んでいるということになっています。

その他、31シート目はL - 2という測線ですけれども、こちらについても順調にマガキ等の生物が進入しているということが確認できます。

それから、32シート目はウネナシトマヤガイの確認状況ということで、乱積み部の低潮帯で1個体確認されたところです。

それから、33シート目に、砂つけ試験のモニタリングということで、6月末に砂を入れて、それから2カ月半後のモニタリング調査ということになりました。この場合についても、そこに書いてあるとおり、置き砂の形状は施工1カ月後と比べて大きな変化は見られなかったと。大きい波も起きていない状況ですので、余り大きな変化は今のところ見られていないという状況になっております。

それから、34シート目のほうには、置き砂の底質の粒度組成の変化ということで書いております。これを見ますと、中砂分がやや多くなって、細砂分が少なくなったのかなというところが読み取れます。

それから、35シート目のほうですけれども、ここには潮間帯にコメツキガニが進入してきているという状況が確認されました。写真にあるように、砂の面には巣穴が数多く確認されておりまして、また、砂だんごと言われるものも見られているという状況でございます。

それから、その下の36シート目ですけれども、低潮帯から置き砂の法先では、数は少ないけれども二枚貝やゴカイ類の加入が見られています。

また、置き砂の法先部の砂と現地盤の砂が混じり合っているところでは、アサリやホンビノスガイというのが確認されております。

それから、37シート目では、置き砂の法先から流出防止工の間では、アサリやサルボウガイ、ホンビノスガイなどの二枚貝類が確認されています。

また、流出防止工のところでも、マガキやフジツボ、イボニシなどが確認されております。また、水面下では、隠れ場などに利用しているカニ、エビなどの甲殻類、ハゼ科、ヤドカリなどの生物が確認されているところです。

38シート目が、緑化のモニタリングによるものです。

39シート目をごらんください。試験対象種で生育がよかったのは、ハマニンニク、イワダレソウ、こういうものが比較的生育がよかった状況になっております。

それから、下のほうにありますように、ハマダイコン、7月の時点では開花して結実していたんですけれども、9月の時点では枯れたような状況になっておりました。ただ、根まで枯れているかどうかというのはちょっとわかりませんでした。それから、種も落ちていきますので、そういった種の発芽や、それからハマダイコンのまだ根が残っていればまた出てくると思われますので、そういうものをモニタリングを続けていきたいというふうに考えております。

それから、40シート目のほうで、ハマヒルガオですけれども、石の間の間詰めでは発芽しなかったけれども、土壌試験区間で生育しておりました。ただし、生育状況というのは余り良好ではないというような状況でございます。

それから、41シート目のほうで、雑草と言われるようなものについて、混入種、異入種は海砂の基盤のほうが多い傾向であったということです。これは持ってきた海砂の中に種が入っていたり、また根が入っていたものが出てきたというものが多いかもかもしれません。

それから、そういった混入種、異入種は、コマツヨイグサ、ヨモギ、ケアタリソウ、ギシギ



シ、こういったものが見られたとそういった状況でございます。

モニタリングについては以上でございます。

遠藤委員長 ただいま、4番目の「夏季モニタリング調査の速報」ということで結果を報告していただきましたけれども、資料をたくさん出していただいたわけですが、1番目のまず海底地形の変化についてということで、測線の結果ですね。それから2番目の底質、特に粒度関係ですね、その辺の結果が10シート目ぐらいまでです。それから3番目の生物調査結果ということで、こちらのほうも何ページかにわたってまとめられております。

それから、その後、砂つけ試験のモニタリング調査の結果ですね、モニタリング調査を始めてからの結果がそこに示されております。それから最後に、緑化試験のモニタリング調査結果ということで示されておりますけれども、前のほうから、まず、何かお気づきの点がありましたら、ご意見をいただきたいと思っております。どうぞお願いいたします。

まず、海底地形変化等について、あるいは底質、その辺についてご意見あるいはお気づきの点がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

何回かこういう経過が報告されておりますけれども、ある程度の多少の変化はあるのでしょうか、それほど大きな成長といえますか、そういうようなことは余り顕著にあらわれているわけではないということかと思っておりますけれども。

どうぞ、後藤さん。

後藤委員 シート5なんです、例えば追加距離30メートルというのは、最初の段階でマイナス0.7ですか、それが時系列で少し減って行って、また戻して、最終的にはマイナス0.9になったという見方でよろしいんですね。

事務局（江澤） はい、それで結構です。

後藤委員 非常にわかりやすいグラフにさせていただいて、ありがとうございます。

遠藤委員長 ほかにいかがですか。

その次の生物調査結果ですね、これも護岸ができてからずっと継続しているわけですが、

後藤委員 もう1点、いいですか。

遠藤委員長 どうぞ。

後藤委員 底質のほうの粒度組成なんです、例えば7シート目、結局、最初の施工時から3年たって、1年目、2年目は少し変化があったんだけど、どこでも比較的、当初の施工のほ

うに近くなっていますね、すべて、そんな感じですか。

例えば平成18年4月の粒度組成と、その3年後の21年9月で、比較的似たような感じになっていますよね。途中は少しぶれて、黄色い部分が大きくなっているんだけど、大体似たような感じになったというのが何となく戻ってきている感じですが、大体グラフ見るとそんな感じがするんですが、それでよろしいでしょうか。

事務局（江澤） そうですね。モニタリングした日によっても多少違うと思いますので、どの時点がもとの平均的なものと違うのかというのはちょっとよくわかりませんが、このグラフだけを追っていく限り、施工前と現在の3年後の状況では同じような状況であるということですね。

後藤委員 ありがとうございます。

遠藤委員長 よろしいですか。

では、生物調査結果ということでその後の経過がずっと示されておりますけど、この辺はいかがでしょうか。

もしないようであれば、さらにその後ろに行きまして。生物調査結果については、ちょっと新しいところも幾らかあるかなという気もしないでもないんですけども、途中の経過ということですから。

あと、砂つけ試験ですね。これが新たに始まったわけです。こちらのほうも少し動いてきたかなということで、特に砂の部分にコメツキガニですかね、そういったのが見られたということですけども。あと、周辺の状況などが述べられておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。いわゆる砂つけ試験のモニタリング調査結果。

はい、どうぞ。

歌代委員 2カ月半後のモニタリングということで、割合早く砂を置いて、もう生物がすみつくんだなということがこれでわかったということですね。

遠藤委員長 こういう、今のコメツキガニは、周辺にもいることはいるんですかね。

事務局（江澤） 三番瀬の海浜公園のほうにはいるということですね。

遠藤委員長 きっと環境ができると、早速その環境に順応できる種類の生物が来るのでしょいうね。

どうぞ。

後藤委員 多分、今回の実験というのは、非常に今まで市川、この浦安も含めて、直立護岸で切られていると。それで、その中に、潮間帯に緩やかな地形をつくってみると、どういう生

物が入ってくるかという意味では、コメツキガニというのは理屈どおりに入ってきたということで、あれは非常に小さかったですので、これは新しいのが着底していったんじゃないかと思われるのですが、むしろ今後ちょっと重要なのは、底生生物がどうついてくるかというのがものすごく重要だと思いますので、これでカニが入ったからというのは、それは想定できて、潮間帯の位置がなだらかになって、そういう場所ができればついてくるのは当然なんでしょうけど、むしろこれからは底生生物がどういうふうについてくるか。

というのは、やはりこういう地形と干潟の豊かさというのは、底生生物が基本になりますので、その辺をこれからウオッチングしていくことが非常に大事な点。

一つ、ゴカイの仲間が低潮帯の法先に入ってきたということが書いてあったのですが、まだ数は少ないのですかね。わかりますか。

事務局（江澤） まだ詳しくは調べていませんけれども、少ないことは少ないと思います。

後藤委員 ありがとうございます。

遠藤委員長 幾つかは、ほんの偶然に1つだけということではなくて、多少は確認されているわけですね。

工藤委員 ゴカイ向きの場所じゃないですからね。

遠藤委員長 そうそう。底質によってそこで生息できる生物が決まってくるだろうと思うんですけどね。

では、どうぞ。

倉阪委員 ちょっと遅れて来たのですけれども、この置き砂について、流れてしまうような大きな波浪が、この調査の前にあったかどうかですね。8月末に台風が来ていますけれども、その影響とかは特になかったかどうか。この調査の後でも、そういったものがなかったかどうか、そこだけ確認をしたいのですけれども。

遠藤委員長 データありますか。

事務局（江澤） ええ。8月末に台風が一度来ました。このときは、北寄りの風が吹いておりましたので、ここの場所については大きな波ではなかったということから、砂の流れ出しというものも見られておりません。出ておりません。

遠藤委員長 ほかに。

どうぞ。

及川委員 関係ないかもしれませんが、砂つけ試験で、隣の捨て石のほうへ砂が流れ込んでいるが、その中の生物と、それからその砂の流れ込んだことで、石についている生物の差な

んかは調べないんですか。

そういう石の間に砂が入った場合にデータになるので。それを調査するまでは考えていませんか。

事務局（江澤） 今の時点では、捨て石の中に入っている砂の部分について調査するという考えはありません。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

後藤委員 このときに非常に重要なのは、砂が石の間を自由に動くようになると、恐らくやすりみたいな、砂がやすりで石の表面を削る可能性があるんで、逆に言うと、付着生物というのはつきにくいという可能性があるんですね。

たまたまシートを入れて、こっち側覆っていますので、ただ、その前面のほうの石が見えるところというのは、少し目視で結構ですので、ほかの場所とどの程度違うかというのは見ておいたほうが。よく言われるんですが、石を積んで砂が入って、そこを出入りすると、ある意味でやすりみたいにその砂が表面を削っていくという作用があるっていうのわかっていますので、その辺は少し注意したほうがいいことと、今回シートを横に入れてありますので、その影響もあると思うのですが、多分石の表面が裸で出て、砂に近い部分というのはそういう現象が起こってもおかしくないと思います。

ちょっと目視で結構ですので、ほかの部分とどう違うか見ておいていただくと助かります。

及川委員 もう一回いいですか。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

及川委員 私が言ったのは、これからこの先の護岸の形状で、途中まで降りられる道がつくる計画等がありますよね。その場合、その下に、柵は前につくらないという話だから、当然、禁止の看板はつくっても降りる人が結構いると思うんですよね。そういう場合に、そこに砂を入れて、その乱積みの石垣の間でも砂を入れておけば、貝がちょっとでもつかなければ、ちょっと違う、怪我等が少ないんじゃないかなと思って言ったわけです。

で、今日、午前中、捨て石から護岸のところを船で走ったんですけど、今日で釣りしている人が十五、六人。それから、連休中は50人ぐらいいましたよ。（笑）降りるなどが立ち入り禁止と言っても、実際は入っちゃっているからね。やっぱりその辺ぐらい考えておかないといけないんじゃないかなと思って、聞いたわけです。

遠藤委員長 ほかに何かございますか。

生物が、逆にいろいろと多様になってくればくるほど興味が出てくるだろうとは思いますが、

で、その辺は長期的に、どの程度のことが起きてくるかというようなことが一つあるかと思えますね。

それでは、今は砂つけ試験のところですけども、5番目の緑化試験のモニタリング結果についてもそこに示されておりますけど、こちらのほうについても何かありましたら。

どうぞ。

後藤委員 1点、前はハマヒルガオがほとんど発芽していなかったようなイメージがあるんですが、今回、少し発芽して出てきたと。

それで、よく護岸の割れ目の隙間なんかハマヒルガオが入ると結構大きく広がるので、実は少し期待しているところがあって、もしかしたら種だと無理なのかもしれないけど、かえって広いところじゃなくて、他のものがあれば入りにくい場所があれば、ハマヒルガオというのはこれからわっと伸びていきますので、それで雑草にもかなり強い。僕なんかも植えている場所があるんですが、かなり強いものですので、これはちょっと期待したいなと。そうすると、少し緑が広がるイメージができてくるのかなと思っているので、ちょっと期待しています。

以上です。

遠藤委員長 ほかに何か。

はい、どうぞ。

宮脇委員 雑草が広がっている状況をちょっと確認したいんですが、これは既存のハマニンニクやイワダレソウを侵食しているという状態なのか。雑草の強さですね。ハマヒルガオが雑草に強いというのは期待したいですけども、雑草のほうが最終的に強くて雑草になってしまうということだとまずいと思いますので、その広がり方なんかは把握されていますか。あるいは、今後把握していきますか。

事務局（江澤） この雑草については、どのくらいの量が入ってきているかというのを押さえております。

それから、写真でも定期的に撮るようにして、どういうふうに広がっていくのかというのを押さえておりますので、今のところ数的にはそんなに多くないんですけども、これからどういうふうになっていくのかは、ちょっと注視して見ていきたいと思っています。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

後藤委員 多分、雑草は、この位置で実験して砂を入れていると、恐らくここの部分というのはかなり、本来の海浜植物の植生がつく場所より高い位置ですので、ちょっと読めないかなという感じはしていますので、むしろ雑草が入りやすい、護岸の位置的にいつて場所かなとは

思っています。

実は、もうちょっと下のほうが海浜植物等が、護岸のもうちょっと下の部分というのが、実は、もうちょっと錯乱要因があって塩分濃度とかそういうものがあって少しあれするので、この部分が、護岸の横のほうもほとんど雑草になっていますよね。もしかしたら経緯見ないとわからないのですが、かなりやられるかなという感じはしますが、共存する可能性もあるのかなと思っています。

遠藤委員長 ほかにいかがですか。

ここにハマダイコンが枯れたという形になっていますけれども、これは一年草ですから、また来年どうなるかということですね。今年の結果はこうだけれども、次年度に向けてどういうふうになるかということですね。

事務局（江澤） ハマダイコンは二年草なんですけれども、だから、根が残っていればもう1年できるということになります。

遠藤委員長 では、来年どうなるかということですね。

ほかに。

今、一通り資料についてのご意見をいただきましたけど、全体通して何かありますか。よろしいですか、このモニタリングの結果です。

どうぞ、松崎さん。

松崎委員 資料 - 1 の3 ページ目の「海岸は原則自由に使えるが、危険な場所」と、これは「人為的な」ということは、立て看板もしくは転落防止の柵と今、事務局の方がおっしゃったんですが、それでよろしいでしょうか。そのほかに何か考えていらっしゃるか。

それで、もう1点、「地元の考え方にもよる」がとしてあるんですが、これはどういった意見を吸い上げるんでしょうか。

事務局（中山） 地元の考え方の吸い上げ方といいますと、これは当然、地元市もおられますし、そういう意見を聞きながらということだと思います。

ですから、市に聞けば、当然地域の方がどういうふうに考えているのかということも伝わるといいますので、そこら辺の具体的な方法というのは今ここではお示ししかねますけれども、いずれにしても、ただ単に管理者だけが決めていくという考え方ではないというご理解をいただきたいと思います。

それから、人為的な施設については、例を言ったまでなんですけれども、そのほかにいろいろな、柵でなくても物を置くとか、何かいろいろなそういう方法というのは今やられていると

思いますので、ここら辺はいろいろな例を参考にしながらこれから詰めていきたいと。この検討委員会の中で決めていただければいいんですけども、時間がない場合には、これから関係者と詰めていきたいというふうに考えています。

遠藤委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ、後藤さん。

後藤委員 今の件で。関係者と詰めていくというのはわかるのですが、一応どういうものがあるかとか、そういうのは時間があればということですが、資料があれば委員会のほうに出しておいていただいて、理解しやすいようにしておいていただいたほうが、せっかく会議を開いていますので、つくった後、何か関係者だけで変なものを作っちゃったというのも嫌ですから、できるだけ委員会のほうに出していただくような形でご検討いただければと思います。

遠藤委員長 はい。

事務局（中山） ちょっと一言つけ加えさせていただきますと、物をつくるのは構わないんですけどもというところで、管理の面も、将来だれがやるのかというところも当然議論になってくると思います。ですから、管理しやすいようなもの、あるいは、その管理される方が管理できるようなものというのが、やはり念頭には出てくると思います。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

竹川委員 どういう意図でこういう文句を使われるのかですね。この人為的な施設というのは、もう本当に広範な概念ですからね。もう少し一般の委員が理解できるような表現があってしかるべきではないのかなと。

だから、勘ぐれば非常にいろいろな施設が考えられますのでね。今、後藤さんがおっしゃったように、どういうものを考えていらっしゃるのか、出しておいていただきたいと思います。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

倉阪委員 恐らく物理的に入れないような柵をつくるということについては、管理の関係でなかなか難しいという話だったので、その他に考えられるものとしては、通報施設ですかね、防犯も兼ねて、すぐに連絡ができるようにするような施設。

あるいは、誤って海に落ちてしまったときに、すぐに助けられることができるような、浮き輪のようなもの。あるいは、落ちてしまっても溺れないようにするために、杭か何かを打っておくとかそういうようなもの、いろいろ考えられるとは思いますが、それをまとめて書いているんじゃないかなと、余り勘ぐらなくても。

後藤委員 そういうことじゃなくて、一応どういうものが現状あるかとか、他のところでど

ういうものを使っていて、そういうのはやっぱりリストとしてあったほうがイメージがわかりやすいので、こういう所ではこういう工夫をしていますよというのは、今かなりいろいろなところでされていると思うので、それをちょっとそろえておいていただければ、僕らも見ることがあれば、それはよりいいかなと思いますので、そういう意味です。すみません。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

竹川委員 それから、生物の付着状況なんですが、概して生物が非常に早くつく。さっき、歌代さんがおっしゃったように。恐らく、芝園のああいう、よく引き合いに出されます護岸と比べましても、ここのほうが生物が多いのではないかなと。

特にここは、前が30メートルから80メートルの淺がずっと通っておりますし、そこの中の生物というのは非常に貧弱なものだということがはっきりしておりますから、そういう中において、やはりこれだけのものが早期につくということは、やはり全体として、この前の沖合いも含めた、この海が非常に豊かな生産力があるということの証拠ではないかなと思いますので、もしもほかの、芝園その他の法先その他でこういう調査をしたことがあれば、ちょっと比較的にコメントいただければと思いますが。

遠藤委員長 そういうのを調べておくということによろしいですね。

はい、どうぞ。

及川委員 資料 - 4 の18に、魚が大分来てますけど、この日は、青潮が出た日ですよ。青潮ってほどじゃないけども、計器ではかれば青潮というときなんですよ。だから、魚がみんな岸へ寄ってくるのは当たり前で、これで魚が増えたとかってというのはちょっとおかしいと思います。

この日は、護岸でもハゼ釣れていましたよ。次の日はもう、うちの漁港なんか、岸で全然ハゼ釣れなかったから、みんな沖へ行っちゃったわけでしょう。

だから、確かにそのときはこうだったと言われれば、それはしょうがないけど、余り魚に関しては、何がいたからよくなったとか、それは余り関係ないと思いますけどね。

遠藤委員長 それでは、今までの報告事項については以上でよろしいでしょうか。

議題もありますので、それでは、次へ進めさせていただきます。

次は議題です。

1 番目は、ここにありますように「護岸検討委員会設置要綱の改正」についてということで、事務局から説明をしていただきたいと思いますけれども、また1丁目の件がありましたので、こういう議題が出てきたわけですが、それに関連いたしまして、スケジュール等につい



でも、地域づくり推進課より説明をお願いしたい。では、お願いいたします。

事務局（江澤） 資料 - 5 をごらんください。

前回、この護岸検討委員会におきまして、塩浜 1 丁目につきましてもこの委員会で検討を進めていくということになりましたので、この委員会の要綱の改正が若干必要になってきております。

それで、この進め方なんですけれども、まず事務局を 2 つに分けまして、河川整備課のほうでは今までどおり塩浜 2 丁目・3 丁目に係る事務を担当する。それから、地域づくり推進課のほうで、塩浜 1 丁目に係る事務を行うということで、6 条の事務局の改正をしたいというふうに考えております。

それから、ページをめくっていただいて、別表 1 のほうに委員の名簿がございます。この 1 丁目の護岸の前面が、船橋市漁協の漁業権の区域がございますので、船橋市漁協の常務理事の中村様に入っていただくと。それから、総合企画部の森理事に入っていただくということにしたいと考えております。このお二方につきましては、1 丁目に係る議事にのみ参加していただくということを考えております。

次のページ、別表 2 でございますけれども、これは事務局です。先ほども説明しましたように、塩浜 2 丁目・3 丁目につきましては河川整備課のほうで、それから塩浜 1 丁目につきましては地域づくり推進課のほうでということで、事務局を 2 つに分けて行っていくということで考えております。

そのほか、スケジュールについては地域づくり推進課のほうから説明いたします。

事務局（麻生） 地域づくり推進課の麻生と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして私のほうから、塩浜 1 丁目のスケジュール案につきましてご説明をさせていただきます。資料につきましては、資料 - 5 の要綱案の最後につけてございます。

一番左側、縦軸に護岸検討委員会、そして中央が再生会議、一番下に事業の執行状況を示させていただいております。網かけのグレーになっている部分ですけれども、これは既に検討したものでございます。

1 丁目につきましては、まず最初に 6 月 11 日の再生会議におきまして、事業予算として 6 月補正による 3,000 万円を計上させていただいた旨の報告と、それから、今後の大まかなスケジュールにつきましてご説明をさせていただいたところでございます。

当護岸検討委員会では、前回の 7 月 30 日に、1 丁目の検討を了承していただきました。また、9 月 2 日の再生会議におきましては、その旨も含めて、次年度の事業の方向性につかまし

てご説明をしたところでございます。

今回、本日でございますけれども、当委員会に1丁目の検討を加えるための要綱改正案を先ほど提示させていただいております。

事業の執行状況でございますが、一番下の段ですけれども、事業執行に当たりましては、県土整備部の葛南地域整備センターへ執行依頼を行い進めているところでございますけれども、現在センターにおきまして、基礎調査の中で地質調査と地形測量を委託発注したところでございます。概ね年内を目途に取りまとめを行いまして、その結果を概略設計に反映していきたいというふうに考えております。

今後は、概略設計を委託するわけでございますが、護岸の基本断面を複数案作成した上で、その案を、一番上の護岸検討委員会、3月でございますけれども、この3月開催予定の護岸検討委員会に提示しまして検討をお願いしたいというふうに考えております。

次年度、来年度におきましては、これらの検討案をもとに基本設計を行いまして、工事の施工の前提となります詳細設計を実施し、あわせて環境調査を行って、平成23年度の工事着手に向けて進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

遠藤委員長 ありがとうございます。

議題1の護岸検討委員会の設置要綱の改正ということで今ご説明をいただきましたけれども、26回の結果概要にもありましたように、1丁目についても当委員会が使っていくということでご了承いただきまして、それに関連いたしましてこの委員会の要綱が変更になると。

今までは、塩浜2丁目・3丁目にかかわる部分ということでやってきましたけれども、三番瀬の中の連続する部分でもあるということで、1丁目に関してもこの委員会がやるということでご了承いただいたというふうに思っておりますけれども、1丁目と2丁目・3丁目では、その役割、事務局が異なってくるということで、2丁目・3丁目をやる時の事務局と、1丁目をやる時の事務局がそのように分かれているということで、今1丁目のほうについては、事業の計画についてご説明いただきました。

このことについて、ご意見ありますか。

はい、どうぞ。

倉阪委員 事務局が分かれるのは特には問題はないかなと思うのですが、この委員名簿の備考のところで、新しく入られる方は「1丁目に限る」と書いてしまうのは何か違和感があるんですね。議論の中で、ほかのところに意見が何かあっても言えないのか、質問があっても言え

ないのかみたいな話になるのも何か変な気がしますので、この備考は要らないのかなど。

了解としては、この1丁目が加わったので新たにご参画いただく委員であると、その了解はいいと思うのですが、この「限る」と書いてしまうのは、少し行き過ぎかなというふうに思いました、いかがでしょうか。

遠藤委員長 事務局から説明をいただきますけど、これに関連して、何かほかにご意見はございますか。

はい。

三橋委員 1丁目に限るといっても、この2人の方は2丁目・3丁目にだって関連することって当然あるわけですよ。ですから、これ、倉阪委員がおっしゃるとおり、「1丁目に限る」という表現がおかしいんじゃないのかな。もっと違う、もうちょっと柔らかいというか、優しいというか。

遠藤委員長 今同じようなご意見がありましたけれども、ちょっとその辺について、事務局のほうでご説明をお願いいたします。あるいは、今のご意見に対して、ほかの委員からでも。

竹川委員 ちょっとその前に、よろしいでしょうか。

遠藤委員長 はい。

竹川委員 護岸検討委員会につきましては、今までは1丁目、2丁目、3丁目問わず、塩浜地区の護岸についていろいろな論議をされてきたと思いますよね。それで護岸のこの検討委員会の中でも、やっぱり陸地に関する調整の問題とか、若干河川の範囲を超えたような問題もやはり入って論議してきているわけですね。そういったことからしますと、総合企画が入っていたことは非常に好ましいんじゃないかなと思います。

そこで、2つほど問題があるんですけども、1つは、この塩浜全体の護岸からしますと、やはり1丁目の中には漁港区域も入っていますから、1丁目の護岸というのがどこからどこまでの護岸なのかですね。だから、漁港区域との関連もこの辺もはっきりしておかないといけないのではないかと。

それから、事務局もまた縦割りの典型みたいになってくるんですけど、事務局としても非常にやりにくいのではないかと思いますので、できれば広範囲にカバーしているところがメインになって、それから河川がサブだとか、何かそういったふうにしないと、やっぱりやるほうからすれば、委員会も2つに分けたほうがやりやすいというふうなことになってくるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

遠藤委員長 この今、資料の別表2ということで見ますと、2丁目・3丁目は河川整備課海

岸砂防室ということになっていて、1丁目に関しては地域づくり推進課ということで、事務局の中の課が違うということで、恐らくそういう担当部署が違うということでこういう表現になったのだらうと思うのですけれども、今いただきましたいろいろご意見は、縦割りでいえばこういう形で事務局は違うんですけれども、一緒に議論していいんじゃないかというご意見でしょうか。

竹川委員 はい。

遠藤委員長 倉阪委員、同じですか。

倉阪委員 私は、変な備考をつけなくていいんじゃないかというだけです。

遠藤委員長 私もちょうとこれ、見せていただいたときにどうしてかなと思ったんですけど、要は1丁目と2丁目・3丁目扱う部署が違うので、そのときはこの委員会で、そのときはこちらでというような説明を伺ったんですけれども、果たしてそれでいいのか。あるいは皆さんのご意見のように、連続した場所でもあるので全体でということでもいいのではないかと思うんですけど、その辺、事務局はいかがでしょうか。

事務局（江澤） まず、事務局を2つに分けるということについてですけれども、2丁目・3丁目につきましては、海岸保全区域を引きましてその中で護岸を整備しているわけですが、海岸保全施設を整備しているということですので、河川整備課のほうで所管してやっているわけです。

片や1丁目の護岸についてですけれども、海岸保全区域を引いていない場所でありまして、ここにつきましては、三番瀬の再生のための事業ということで事業を展開していくということですので、ここを所掌します地域づくり推進課のほうでやるということにしたわけでございます。

確かに、縦割りと言われれば縦割りなんですけれども、ちょっと分けてやることについて了承をいただきたいというふうに思っております。

それから、新しい委員につきましては「1丁目に限る」という表現をしたところですが、これは、新しく入ってくる委員についての負担を減らしたいというような意図もあったところではあります。

実際、どういうふうに進めるかといいますと、2丁目・3丁目を議論していただいているときは、この委員会の中ではなくて別なところでいただいで、1丁目の議論のときには中に入らせていただくというようなことを今考えているところです。

倉阪委員 でも、議事録の確認とかいろいろ共通のところもあるわけで、出たり入ったりす

るというのも何か変な気がしますので、そこは、同じ場に、1丁目の議題が全くない場合にお出にならなくてもそれは余り言わないというような、そんな了解のもとに、議題があるときには一緒に座ってもらって話をしたらいかがでしょうかね。

遠藤委員長 ほかにご意見、いかがですか。

では、松崎さん、どうぞ。

松崎委員 三橋委員がおっしゃるとおりで、どうも縦割りをを感じるんですよ。1丁目に限るのだと、2丁目・3丁目のときは参加しなくていいみたいな、何かおかしくないですかという単純な疑問ですよ。

遠藤委員長 三橋さん、どうぞ。

三橋委員 海岸保全区域が引いているのと引いていないという話をしたんですけれども、1丁目と2丁目の違いをちゃんとわかるように言ってください。我々もよくわからない。海岸保全区域が引いてあるのと引いてないというのは、検討する内容がどう違うの。護岸のあり方について考えるのに、何を理解していないと検討ができないのか、材料が足りないんじゃないかな。

それと、もう一つ。その海岸保全区域というのは、1丁目については、将来ともに引かれることはない。現在のところ保全区域になっていないからこういうことを考えているのか、その辺の説明も足りないんじゃない。

事務局(中山) そうですね。海岸保全区域について言えば、ご承知のとおり円卓会議のときに、今までの保全区域とは重複するような形で、前面の塩浜2丁目と3丁目を海岸保全区域に指定したわけです。

2、3丁目につきましては、当時、海岸保全区域をなぜ前面に出すかという議論の中で、保全する施設、人家であるとかあるいはこれから予定されております土地利用、そういったものを踏まえて、県としては海岸保全区域を前面に新たに設けたわけです。ところが、1丁目につきましてはご承知のとおり、背面は港湾区域になっておりまして、わかりやすく言えば保全する施設がないと。逆に、保全する施設をつくった場合にでも、裏から潮が入ってくるので役に立たないと、そういう状況です。

土地利用から言っても、荷役の関係があるので、ああいっただ工場的な利用をしているところについては、保全区域が背後にあるというのが千葉県海岸保全区域の実態となっております。

ということで、1丁目については、まだ保全区域に指定しておりません。

ですから、今の考え方でいけば、土地利用なり何かそういったものが変わって、何か変わる

要素があれば県としては考えることになると思いますけれども、今の状況では、今ここですぐ保全区域を延ばすと、そういう考え方はないというふうに考えております。

三橋委員 もっとわからなくなっちゃった。

遠藤委員長 よろしいでしょうか。要するに、保全区域の中でやる事業とそうでないところでは、扱う部署が違うということですね。

事務局（中山） そうですね。

遠藤委員長 そういうことです。

それで、皆さんがいろいろ疑問に思っているのは、この三番瀬の一連の部分でもあるし。

これはどうなんですか、事務局レベルとしては、何か一緒に、労働軽減するというのも一つあるんでしょうけど、逆に支障があるんでしょうか。よりよいものをいろいろ検討していくということでは、いろいろな視点でということもあるかと思えますけれども。

事務局（中山） 貴重なご意見をいただきましたので、一応案として出させていただいたのですが、特に縦割りというのは、非常に第三者的に見て何とかならないのかというのはよくわかるんですけれども、なかなか組織としまして動いているところ、縦割りを打破できないということもご理解いただきたいと思えます。

ただ、言われました備考につきましては、持ち帰りまして再度事務局同士で検討いたしまして、次回ご提示したいというふうに考えております。それでよろしいでしょうか。

遠藤委員長 いろいろ委員のご意見もありましたので、建設的な方向でご検討いただきたい。この件につきましては、こういうことでよろしいでしょうか。

どうぞ。

田草川委員 市川市ですが、私らは、できれば海岸保全区域に指定して1丁目もやっていただきたいと言ってきたのですが、なかなかできないと。それであればやむを得ずということで、今回の1丁目の違いは市も費用負担するということなんですよ。

ですから、事務局にお任せして、1丁目については県にお任せするというのではなくて、この原案に関しては市川市も費用負担するなりの主張をするということですので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

遠藤委員長 はい。

では、その辺、とりあえず少し検討したいということですので、この件についてはそういう形でよろしいですね。

何か、はい。

後藤委員 検討スケジュール案が出ているんですけど、もちろん葛南地域整備センターに今、基礎調査も含めこれからやっていく形になると思うのですが、まず最初に、今皆さんが言われたように、問題整理を少し最初においていただきたいなと。海岸保全区域の問題もありますし、その護岸の問題もありますし、まずその問題整理をきちっとして行って、それを皆さんの頭の中に持ってから、持つことを早目にやっていただきたいということが1点と。

それから、ここの位置というのは、どういう視点でやるかというのは、角ですので、ここに例えば非常に大きなものをつくったら影響があるかないかということが非常に大事になるところですね、流れがこう来る。そういうのというのは、初めから専門家の人たちも含めて、基礎調査も含めて設計を先においたほうが、後からつけ加えるよりは、これは評価委員会でもいいですから、一度ここの位置づけをはっきり明確にして、ここにかかわる影響調査を、どういうものを見たらいいのだろうかということも含めて、現地調査等、今後のモニタリングなり調査の設計をしていったほうが早目でいいんじゃないかなと。

それは当然、我々のほうにも見せていただくということになると思うのですが、それをやらないと、何となく進んで行って形だけ決まって行って、後で影響が出るんじゃないのみたいな話になると二重手間になりますので、早目にその辺をきちっと設計していただいたほうがいいかなと思います。

以上です。

遠藤委員長 どうぞ、佐々木さん。

佐々木委員 1丁目のこのスケジュールにつきまして、前回1丁目を調査、予算つけたということもひっくるめまして、一応地権者のほうへの連絡はしております。といたしますのは、やはり懸案でございまして、台風の時期によくやられていたものですから、非常に地権者側としては喜んでいる次第でございます。

だから、このスケジュールをとにかく早くできるような、やはり委員会にしていきたいというふうに私は思っておりますので、2丁目の護岸検討委員会をもう経験しておるわけですから、急いでこれを進めていってもらいたいというふうに希望します。

それと、やはりもう1点、漁港の調査設計と並行してこれは進んでくることになると思うのですが、なかなか両方を並行して進める中では、その調整を、県・市が非常に難しい舵取りを迫られると思いますので、この辺を一つよく進める方法を考えて、早目にできるような、委員会として進めていただきたいというのが私の希望でございます。

遠藤委員長 それでは、1丁目に関してもここで検討していくということになっていますの

で、スケジュールについてもできるだけ早い時期に、いろいろそれを検討していくということを考えていただいて、いろいろご提案していただくと、このように思いますので、よろしくお願ひします。

はい。

竹川委員 この次、その検討のご報告の際に、やはりこの地質と地形の測量調査、もう既に始められているのでしょうか。それからまた、漁港のほうも既に始められていて、大体のスケジュールは、来年にかけてのですね、これはほとんど漁港と並行して、恐らく調整をしながらやられるのではないかと思います、それは全然無関係にはできないはずですね、当然。

だから、そういうことで、そういう漁港の問題と、それからこの同じ漁業区域になっていると思いますので、やっぱり両方をうまく見合いながら、今回のこの取り組みについても、そういう点をあわせてご検討、この次で結構ですが、少し詳細についてお話をしていただければと思うんです。

ですから、河川のほうでそれができるかどうか、僕はちょっと非常に疑問なんです、そういう意味からしても、総合企画のほうが入っていただいたほうがいいんじゃないかなと思うのですが。希望です。

遠藤委員長 今のようなご意見もあるということで、これからどんどん進めていくわけですが、やはりいろいろな調査結果などもあると思いますし、また、審議の調整もあるかと思ひますけれども、今のご意見なども取り入れて進めていただきたいと、このように思ひます。

はい。

工藤委員 実は、スケジュールの中で、28回に22年度実施計画案を提出するという事になってるんですね。これは、三番瀬再生会議も、大体その下旬に提出になってますが、この22年度実施計画案というのは、実は、その下にあります1丁目関係の基礎調査とか、あるいは概略設計というのがある程度できていないとできないんじゃないかと気がするのですが、その辺はいかがなものなんでしょうか。

もう既にある程度できているから、実施計画案を書くくらいはできますよとおっしゃるなら、それでいいんですけどね。その辺をちょっと確認しておきたいと思ひます。

遠藤委員長 コメントありますか。

事務局（麻生） 今、基礎調査のほうを契約しまして、地質調査と地形測量を行っているところでございますけれども、その結果を踏まえた上で概略設計のほうに行くわけですが、そこで複数案作成していきまして、先ほどご説明したように、その概略設計案を護岸検討委員会の



ほうに諮っていくということでございますので、来年度の基本設計というのは、この概略設計の案を検討していただいたものを基本的な設計に持っていくと。

そして、詳細というのは、次年度の工事のための図面ですとか数量ですとか、そういった計算手法を行った上で23年度の実施に向けて進めていくということでございますので、あくまでも詳細設計案を今年度まで行いまして、それをもとに次年度は基本断面を確定していった、工事のための詳細な設計に入っていくということでございますので、22年度のそういう実施計画案が成り立つのではないかなというふうには考えております。

工藤委員 29回のところで、概略設計案が出てきますよね。これは、タイミングとしても当然まとまって出てくるので、非常にわかりやすいんですね。だから、このところで本格的に幾つかの案を議論するというのはわかるんです。

問題は、28回のレベルなんですね。それが、例えば県独自で調査をなさっている、あるいは内部的に設計をやっていらっしゃるということであれば、中途段階でもいろいろな意見もあるでしょうから出てくる可能性があるんで、それはできると思うのですけれども、これは委託事業ですから、当然12月から1月までかかって結果が出てこなければ、途中段階では何も出ていないということなんですよ。何も無いのに、22年度実施計画案をここで議論するというのは、大変無駄なことになりはしないかなという気がするんです。

もちろん、内容によっては、例えば対象地域はここですよとか、ここから漁港区域との、1丁目としての護岸を取り扱う部分と漁港区域との仕分けはこうなっていますよとか、そういうようなデータがあれば、それは議論できるんですね。そういう部分はできるんで、今伺いたのは、果たしてそういうあたりで、議論に値するだけのことが準備できるかどうかということなんです。

佐々木委員 関連ですが、実施計画案の今のイメージというのは、どういうものを考えておられるのか、教えてほしいのですが。

事務局（麻生） スケジュール案の22年度のところに、護岸検討委員会の1丁目関係の検討内容という欄に、構造の検討ですとか、次年度の環境調査の報告とあると思いますけれども、こういったことを次年度やっていくということになります。こういったことを計画案のほうに盛り込んでいくということでございます。

佐々木委員 ということは、こういうことをやるよという文章的なものをイメージしておけばいいんですか。

事務局（麻生） そうですね、28回の11月の上旬の護岸検討委員会の実施計画案のときに

は、そういうことでございます。

佐々木委員 わかりました。

遠藤委員長 ほかに、よろしいですか。

はい。

竹川委員 前回の護岸検討委員会の中で、この1丁目護岸について、かなりいろいろな角度からの意見が出されてきたわけですね。

やっぱりそういう問題と今の問題というのはつながったことなので、やっぱり概略設計、業務委託をするについて、一つのイメージ以上のものがなければ、それは實際上このスケジュールは難しいでしょうし、だから、そういう意味で非常に不透明な感じがしてたまらないですね。そういう点を考慮して、考えていただきたいと思います。

遠藤委員長 今いろいろご意見がありましたけれども、1丁目に関しては、そういうことでこの委員会でやっていくということになりましたので、今のようなご意見等を踏まえた上で、2丁目・3丁目との兼ね合いも多少いろいろ出てくるだろうということも考えられますので、そういうことも配慮した上で、できるだけスケジュールを明確にさせていただいて、早目につめていただくということかと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

では、事務局のほうは、そういうことで、ちょっといろいろなところにいろいろな字句がいろいろ入っているので、誤解があったかと思えますけども。

では、そういうことで、この議題1については、次回また出していただくということで終わりたいと思います。

それでは、今日のメインなんですけれども、大分時間を経過してしまったのですけれども、第2番目の議題であります「護岸バリエーションの検討」についてということで、事務局からご説明をお願いします。

事務局（江澤） 資料 - 6 をごらんください。

まず、1ページ目ですけれども、これまでに議論をしていただいたバリエーションの出てきた中での意見、それから、どういったことについて、その護岸の断面に反映されているのかということについて示している表です。

まず、デザインと生物指標と2つに分けてございますけれども、この中で、例えば「天端の通路が平面的に曲線を描いていたほうが景観的に良い」という意見に対して、天端の散策路を入れてあります。

それから、「展望場所、遊歩道等の整備により、海に触れ合える場として工夫すべきであ

る」ということについては、天端での休憩・眺望施設として植栽やベンチ。

それから、「自然素材を使うと違和感がなくてよい」ということで、それから、「人がアクセスする場所は、人工物を使用してもよいのではないか」というところで、水際線へのアプローチとしては、石積みの階段やコンクリートでの階段、階段ブロックというものを考えております。

それから、「水際の縦断方向の利用を検討したい」、「石積み護岸は殺伐としているので緑化することにより景観に配慮する」、「階段、小段の前は降りる人がいるかもしれないので、安全のために法先に変化を付けないほうがよい」というような意見もありました。水際線のほうは、歩行空間として小段というものを設けているところです。

「緑化は雑草が多くなって管理が大変。部分的実施がよい」ということで、護岸の緑化を入れております。

それから、生物指標について、「潮間帯の距離を延ばすことが生物にとってよい」と。そこは、護岸勾配の変化、潮間帯での変化というもので考えております。

それから、「AP + 3.0mより下の部分でカーブを描いたほうがよい。湾入部ができると沿岸流や離岸流が生じ、生物の生息に都合がよい。また、景観上も好ましい」ということで、法先の変化を考えております。

それから、「被覆石整備済区間の現状のように、石同士の間隙があいていると稚魚に適した環境であると考え」、「木杭は強度的にもたないのではないか」というような意見がございました。石積みの乱積みというものを今まで実施してきているところでございます。

それで、次のページから案ということで示してございますが、A案、B案につきましては、前回までにお示した案で変更はございません。

今回、それに加えてC案というものを示してきております。これにつきましては、今までにいただいたご意見などを踏まえて考えた案でございます。

まず、真ん中の平面図でございますけれども、赤の点線で示してありますように、中段で縦断方向に歩いていける部分、小段を設けると。この幅については、2メートルということで考えております。

それから、後ろからアクセスしてくる道路の前面については、階段で、その小段まで降りていけると。ここの部分につきましては、後ろからアクセスしてくる道路があるので比較的利用も多いだろうということで、幅を広げまして、なおかつ歩いて安全に降りられるように、階段のブロックを使っております。

それから、このバリエーション区間の上下ですけれども、ここにつきましては、石積みの階段で景観に配慮して整備するというにしております。

この石積みの階段ですけれども、以前に施工した業者に聞いたところ、できないことはないけれども施工的にはかなり難しいですというお話がありましたので、この部分については最小限の5メートル程度ということで幅を考えているところです。

それから、次のページですけれども、それぞれ3案を比較して、、、ということでマークをつけてございます。評価をつけてございます。これの評価の項目については、前回と同じように、防護・利用・景観・施工・維持管理・安全管理・生物への配慮ということで、それぞれ比較しておるところです。

事務局としては、C案でできればいきたいということで今考えておりますけれども、委員の方々の意見をいただきたいというふうに考えております。

説明については以上でございます。

遠藤委員長 今日最後の議題ですけれども、護岸のバリエーションの検討ということで今ご説明いただきました。

今までこれもいろいろ議論してきましたけれども、まず一番最初のところすけれども、護岸のバリエーションについての主な意見と断面への反映というのがあります。どのような要素を織り込んだらいいかというようなところが、そのデザイン内容というのでしょうか、そういったところの内容が出てきたわけです。

それを具体的な形にするには、どういう形に反映していくか、あるいはどういう形になるかというのが、右側の護岸断面に反映した機能ということで、からまで、例えばいろいろな断面を組み合わせるという面では、天端をうまく利用して散策路などをつくれれば、そういうことが一つ含むことができるのではないかというような意味で、望まれる形と、それからそれを具体的に形にするとういう表現になるだろうということで、細かくはなかなか表現は難しいところもあるかと思っておりますけれども、そういうようなことが上がってきたので、それを計画の中に織り込んでいくということです。

それで、今まで1期、2期という話が出てきましたけれども、大きくは2期が対象なんですけれども、やはり1期との兼ね合いも出てくるということはもちろんあるわけですが、いろいろな計画の進捗状況等の関係で、主に、ここでは2期のほうのところの部分の、ある程度アクセスがあるところの部分の区域に対して、どのようなバリエーションを持たせたらいいかということで、A案あるいはB案というような形のものが提案されてきたわけですけれども、さら

に検討していく過程の中で、やはり連続性とかあるいは親水性とか、そういったことが当然ありまして、そういうことでいけば、ある程度親しみやすいあるいは利用しやすいというようなことをいろいろ考えていきますと、少しいろいろな断面でもう少し検討する項目があるだろうということで入ってきましたのがC案で、主に小段を設けて、海岸線に沿って縦断方向に移動ができる。それからまた、護岸の一番上のほうから水際にアクセスできるような部分も設けているというようなことで、大体50メートルぐらいの区間にいろいろなものを織り込んだという絵がそこに出ております。

それぞれの案に対して、今の反映した機能という から までを、いろいろこういった形で織り込んで断面がつくれる、あるいは、その断面の詳細についてはそれぞれ断面図なども下に示されております。

そして最後には、ある程度の評価をしております、防護とか利用とか景観、施工上の問題等もあるわけですけど。そんなようなこともそこに一応の評価がなされています。

それから、一番最後の6ページ目に、実際に施工をしてきた経過として、かなり人工的な断面だったわけですがけれども、波の作用によってかなり乱積みした部分や、あるいは、ある意味の護岸の移動など、沈下というのですかそういった多少の移動があったりして、自然の海岸に近いような断面にもなっている。そんなようなことで、ある程度自然になじんできたといえますか、そういう形にもなっているということから、それぞれの断面のところに、例えば乱積みにして少し断面を変えるとか、そのような勾配に変化を持たせるとかというようなことをすると、最後の資料にありますようなそういうような形にもなっていくということで、今回はC案ということでご提案をいただいたということです。

それで、もう護岸の工事期間というのもかなり迫ってきておりますので、全体として期間が限られてきていますので、そういう意味で、このようなバリエーションを早く決めて次のステップに進んでいくということで、できればいろいろなご意見をいただいた上で、早く形を決めていきたいということです。

具体的には、どのくらいの距離、どのくらいの長さ、どのくらいの幅をとっていくかというようなことになるのだらうと思うのですがけれども、その辺をお考えの上でいろいろご意見をいただきたい、このように思います。

まず、この資料 - 6 に関して、今ご説明がありましたけれど、全般について、あるいは部分的でも結構ですがけれども、ご意見をいただきたいと思います。

はい、田草川さん

田草川委員 市川市です。

たしか私は何度か、もともと原風景は干潟だったと。ですから、かつての環境を取り戻すためにも、あるいは人が入って行っていったときにも、安全性のためにも砂をつけるべきだというふうに言ったと思うのですけれども、そういうものは全く今回は反映されなかったのはどうしてなのかなというのをちょっと教えていただきたい。

そういうことがあったということは承知していらっしゃる、けども、今回はこれには入っていませんよというなら、それはそれでまたいいんですけれども。ちょっとその辺を教えてくださいなと思うんですが。

遠藤委員長 では、お願いします。

事務局（江澤） この海岸保全施設として整備しているこの護岸なんですけれども、海岸保全区域というものが設定されておりまして、その中で一つは展開していくということで、当初からそういった考えでやっておりました。

砂をつけるということについては、この先に、もしかしたら何かそういったものが展開できるのかもしれませんが、今、うちの県のほうの河川整備課として行っていく事業としては、この海岸保全区域内の整備というものが限界かなというふうに今思っているところです。

遠藤委員長 どうぞ。

田草川委員 本来は、この石積みのところから自然に砂をつけるのが望ましいとは思っているのですが、それが範囲を超えてしまうから今回はできないということであれば、そういうふうに書いていただきたい。

それはそれで、次の段階でまた別な事業としてそういうことをやっていくというのであれば、それは私持ち帰ってそれは説明します。けど、これはこれで最終形だということだと、では、今まで言ってきたのは何だったのだろうということになりますので、そこは何らか整理して表示していただきたい。

今回、どの案にしても、やはり突き当たったところを階段降りていったら、あとは石積みの、隙間がいっぱいあいている危ない石積みの護岸ですよ、これは。こういうところへ本当に入って行っていいのかって、そういう気がするんですよ。

ですから、その安全性の問題だとか、あるいは将来、本当に親水って言って今まで親水護岸って地元は期待しているんですけれども、これで親水って本当に言えるのかどうか、ちょっと疑問がありますのでね、やはり、今回もできるだけ長くするとか、広くとるとかというのはしていただきたいのですが、さらにこの先、今後も引き続きよりよくしていくというような、

別な事業ですね、そういうことがあれば、それはそれで私は地元のほうに説明したいと思います。そうじゃなくて、これでおしまいだといえ、それはそれでちょっとまた納得できないかもしれない。そういう感触です。

遠藤委員長 はい。

倉阪委員 関連ですけれども、実現化の試験計画委員会のほうで、自然の変動の範囲内でまずはやってみようということで考えているわけですが、護岸のモニタリング測線とぶつかるからできないと、そういった話があるわけです。

その測線に影響しない範囲でやれないかという方向で、この前の実現化検討委員会では話の一つの方向は出たわけですが、私としては、この海岸保全施設ではないかもしれないけれども、一体として、やはりそういう自然の変動の範囲内で収まる程度の砂つけをこの護岸の計画の中でやって、それもあわせてモニタリングをするというようなことはできないかなというふうに思っているわけですね。

いきなり大規模にということではなくて、やはり自然の変動の範囲内でやるという原則は持っていく必要はあるんですけれども、護岸のほうでモニタリングのお金が出ている間に、その一部分、砂を入れたところをどういうふうになるのかということも、あわせてモニタリングをすると。あるいは、砂を入れる際に、護岸のほうで、例えば護岸に吸われないように何らか護岸のほうにシートを置いておくとか、そういったことも必要になるかもしれません。そういうこともあるので、やはり一体として計画をしたほうがいいのではないかと。

別事業という形にするということのも、どうも、やはりさっきの議論ではないですけれども、縦割りのような気がして、最終的に何を指すのかということをちゃんと認識をして、お互いに協力をして、相乗効果が生まれるような方向で計画をしたほうがいいのではないかとというふうに、私は思います。

遠藤委員長 はい、歌代さん、どうぞ。

歌代委員 今回の倉阪委員の発言に私も同感です。

この階段状のバリエーション、これには、こういう形状も入れたほうがいいのかということは、私も賛成です。しかし、これはこれ、砂つけはまた別だよということは、ちょっと納得がいかないということですね。

ですから、そういう点で、このバリエーションについては、この中へ入れていくということは賛成いたします。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

後藤委員 どうも議論が拡散しているようなので、あくまでも今まで努力しているのは、海岸保全区域内でどうやって、その潮間帯も含めどうしていったらいいだろうかという議論をやってきたところですね。

もちろんこのバリエーションは、こういう形で潮間帯を長くした場合、例えばその中に、過去にやったような砂をつけるようなところができないかとか、アクセス部分についてはそういうことを設計できないかとかいう議論はやはりやっておかないといけないわけで、これがずっとただ続くということじゃなくて、海岸保全区域内でどう処理ができるかという、やっぱりぎりぎりの議論をやっておいたほうが、まず1点いいのかなと僕は思っています。そうしないと、拡散してしまって、ただ言いたいことを言うだけになってしまいますので。

とにかく海岸保全区域内でどういう環境をつくれるかということ、時間が余りないですけど、潮間帯の問題も含めて、そこにもしかしたら入り江的な環境をつくって、多少厳しいかもしれないですけど、砂を入れられるような環境もできるんじゃないかと思しますので、その議論をきちっとやらないと。

それまた、再生会議の中ではランドデザインのことも出てきていますので、ここでいきなり砂をつける、つけないの問題じゃなくて、とにかく海岸保全区域の中で実験的にできることはきちっとやっていこうよと、そういうことを議論しないと、毎回同じ議論に戻っちゃいますので、ここはやはりもう護岸の事業というのは進んでいきますので、この場の中でどうやってきちっとやっていくか、いいものにしていくかという議論をやっていかないといけないのじゃないかなと思います。

遠藤委員長 はい。

倉阪委員 さらに具体的に補足しますと、例えばこの法先を若干変化させていくという中で、若干、入り江というかへこませたところに試験的に小規模に、海岸保全区域の範囲内で砂を置いてみると、それで挙動を見るというようなことはできるのではないかなというふうに思います。

後藤委員 まさに僕が言ったのはそういう意味で、この中で努力しましょうかと。

もうちょっと、この間も実現化のときに言いましたが、実現化のほうの実験がその護岸の測線に近いとか護岸のバリエーションの検討があったので、この中で吸収できる実験できることも、もしかしたら実現化で想定した潮間帯をつくるということは、この護岸の中で設計として組み込まれれば実験できるかもしれないと。

その辺をきちっとみんなが了解して今回の事業を議論しないと、拡散するばかりで、将来



どうするのというのはまた別次元の問題ですので、それはグランドデザインのワーキンググループを含め、再生会議できちっと議論すべきだと思いますので、その辺、保全区域内でどういうバリエーションをつくれるかということをもっと今回きちんとして、バリエーションをつくっていきと、こういうことを議論しないと。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

佐々木委員 今回のこの護岸の件で、前から私もその砂の問題を出しておりました。

ただ、海岸保全区域の問題というのが、例えば砂つけの部分までひっくるめて海岸保全区域というようなことになるのか、石積みの範囲だけなのかがわからない、例えば今のC案ならC案というような形で進んだ場合に、これはこれで一つの形としてあって、砂つけはやったほうが自然環境のためにはいいというふうに私は思っているわけですが、そういうことが何も書かれていないでこのまま進んでいくのが困る。

だから、これはこういう形で仕上げ、なお前面に砂をつけるので、砂つけ実験をやるんだという方向性を出してもらいたいと私は思っています。

そしてあとは、親水護岸の50メートルがどうだとか、こういうことは前にも議論して、短いという人もおるし、そう議論があったのに50メートルでずっと来ている、これも皆さんの意見が50メートルに統一されているとは思いませんけれど、ある程度そういう幅の問題とかその構造の問題とかこういうものについては、すぐみんなで了解取れるような問題だと思います。市川市からも出ているような、こういう法先の変化の中での砂つけを、加味していただきたいというふうに思っています。

遠藤委員長 はい。

工藤委員 今のお話を伺っていたのですが、実は、資料としてまだ私たちが入手していない、少し足りない部分があるんじゃないかという気がします。

というのは、今まで典型的な絵はたくさん見せていただいているんですが、現実の問題として、この海岸保全区域とか、あるいは法先の部分の水深というか、APがどうなっているのかというのは、まだ見せていただけていないんですね。

若干、例えば資料 - 4 のシート 5、シート 6 あたりを見ますと、ここで相当差があることだけわかりますね。法先部分がほぼゼロという部分もありますし、法先部分がマイナス 1 という、AP でね、そういうところもあるので、かなり変動はあるはずなんです。

実を申しますと、砂をつけるつけないの前に大事なことは、砂を置いてもなくなってしまう場所もあるし、ほうっておいても砂がたまってくる場所もあるんですね。それを先に予測して

おかないと、工事をやっても無駄になってしまう。そういうことがありますので、ぜひいつか、次回とは申しませんが、この海岸保全区域と法先部分のA Pの平面図というのでしょうか、深さを書いたものというのでしょうか、そういったものを出していただいて、検討材料にさせていただきたいなと存じます。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

倉阪委員 まさに今のご指摘はおっしゃるとおりでありまして、ここの50メートルの幅にバリエーションをみんな押し込めることはないはずです。

海岸の上の話とその法先の話はやはり分けて考えて、砂をつけるのであれば、今ご指摘があったように、地形を見ながら、できる限り残りそうなところから実験をしていくというようなことが必要かなというふうに思います。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

大野委員 海岸保全区域、海岸保全施設ということで、私ども管理をしている立場なんですけれども、今回、今海岸保全区域はこの形状で、とりあえず施設としてお願いしていると。私ども管理するのは、この形がないと防護できないので、これはそのまま私どもが管理していくと。

ただ、その先に砂をつけた場合、それは海岸保全施設ではなくて、違うものの意味合いを持ってくると思うんですね。だから、それは違う議論をちょっとしていただかないと。あくまで防護はこの海岸保全施設で防護しますと、その先の砂つけ、それは環境であればそちらのほうの議論と、ちょっと分けていただければと思うんですけれども。

後藤委員 ちょっといいですか。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

後藤委員 今までの議論というのは、安全性も含めてそれを確保した上で、生物にとっても、人のアプローチにとっても、どうしたらいいかということをお話しているときに、海岸保全区域は、基本断面ではそうかもしれませんよ。だけど、それ以上議論をしないというのは、僕らは何をやってきたのかというと、そこを少しでもよくしようとやってきたわけですよ。

だから、工事はここまでしかやらない。海岸保全施設の中で、護岸も環境も含めて生物も含めて何ができるかというのを議論してきたのですから、そこに関して県のほうでそういう話、もちろん基本断面は必要で、強度が落ちるとかそういう問題がある場合はもちろんできないんですが、それを確保しながらバリエーションをつくっていくということで議論してきたので、今のふうに言われると、一体何をやっているのかなというふうになっちゃいますので、そうい

う意味では、少しでも海岸保全区域の中でもいいものをつくっていくということをやらないといけないと。

それで、工藤さんが言われたんですけど、やっぱりこの図の、資料 - 3の中に深水図を書いておいてもらって、ここの間の今やるバリエーションをつけるところだけじゃなくて、ほかのところはどうなのかというのを見渡してみないとわからないので。

それともう1点は、要するに保全施設なり、じゃ、ここから人がどういうふうにアプローチするかということ、もし入っちゃいけませんよという前提ですよね、保全区域の中で、今は。だけど、こんなものつくったら、恐らく降りていく可能性があるわけですから、それも含めて、どういう安全対策として、さっき田草川さんが言われたのですが、では石積みで本当にその場合いいのという議論もやっぱりやっておかないといけないんじゃないかと。

それから最後に言いたいのは、要するに潮間帯を長くしてくださいという話をしたのは、ここのバリエーションとしてじゃなくて、全体としてできないですかという議論がこの前あったので、できるだけ潮間帯を長くしてくださいと。その中で、どこにバリエーションをつけていくか、入り江的な環境をつくれるか。それも含めて、そういう議論をしないと、ここだけで議論をしても結局しょうがないんじゃないかなと思いますので、その基本的なところをもう一度きちっとやらないといけないのかなと思っています。

倉阪委員 私も全く同じで、防護だけの護岸ではないはずなので、そこは緑化をやるのと同じように、海の中のほうの環境改善ということも考えるバリエーションですね、それもやはりあるのじゃないかというふうに思います。

大野委員 言葉が足りなかったので。私どもは防護するときに、例えばさっき工藤先生がおっしゃった前面の深淺、これが浅ければ浅いほど波が低くなるとか、そういう自然現象があるわけですね。その中で、この形が決まってきたら。そこに砂をつけるのはいいのですけれども、それが防護の施設としての役割を持たないという意味でちょっと申し上げたので、それを否定するとかそういうことじゃなくて、私どもが守るのは、守るとするのはこの基本断面で、そこに砂をつける。その砂は海岸保全施設として位置づけて管理していくというものではないと、そういうつもりで言ったのです。

バリエーションを否定するとか、そういう意味ではないということです。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

清野委員 すみません、遅れてきて申しわけないのですが、今の話で、やっぱりそこは整理したほうがよくて、海岸保全施設として砂を認めてしまうとかいう話になると、それが動くの

を許容する、しないとかいう話になってしまうので、かえって制約を受けるので、防護は基本的にハードなもので確保しつつ、だけれども、その議論は続けるということによろしいですね。

逆に、その断面で、いつもそこに砂がなきゃいけないというその呪縛に入るほうが、ちょっと怖いかなという気がしますので。それで確認させていただきました。

遠藤委員長 ちょっと今いろいろ議論をしているのを整理しますと、いわゆるハイウォーターまでのAP+2メートルか、あるいは3メートルぐらいまでの範囲と、それからもう少し陸側といいますか、天端側の部分と、ちょっと両方あるんじゃないかと思うんです。

それで、特にAP+2メートルか、あるいは、いわゆる水際の部分については、今、砂を入れるかどうかとか、というのは入っていませんけれども、例えば4ページの場合に、一番その法先のところに とか とか 、つまり護岸勾配の変化を持たせるために工夫をすとか、あるいはそのために法先の変化を持たせるとか、あるいは被覆石でも乱積みをするというふうなことを織り込みながら、今ご意見のあったような砂がつくような環境も、ここの断面の中に一応織り込んできたという話があったんじゃないかと思っているんですが。

それで、実際には、ここに砂を入れるかどうかというのはちょっと別問題なんですけれども、倉阪委員が言われたように、一方においてそういうような試験もやっていけば、こういう断面がそういう効果につながっていくかどうかということも、両方見られるのではないかと。

実際、この最後のシートのように、かなり整然と入れた護岸が、波の作用によってこのようにして動いてきているし、ある面では砂がたまっている部分もあるので、そういうことがあるので、そういうことを考慮する形を、例えばどこの案でもいいんですけども、C案のAP+2メートル前後のところに、少しそういうような可能性を持たせる断面を織り込んでいく、というふうな提案であったのではないかと思っているんですけどもね。

ただ、これがどのくらいの規模にするかというのは、ちょっと具体的になっていませんけれども、そういうようなこともできるような断面としてご提案されているのではないかと思っているんですけどもね。

はい、どうぞ。

倉阪委員 断面だけではなくて、やはり何がおかしかったかというのと、護岸をやるのにモニタリングをやっていると。だから、よってもって実現化で考えているような小規模な試験もモニタリングに影響するからできませんというような議論があったのなら、それはおかしいんじゃないかということなんですね。

だから、そうであれば、もうこの中で、もう護岸のほうでその計画の中に、小規模な砂も

入れるということもあわせて計画をすれば、一緒にモニタリングすればいいわけであってですね。だから、やはり断面、護岸の検討という中で、小規模な砂を入れる、それは実現化で考えているような、本当に流れてしまっても自然の変動に収まるような、そういったものを一緒に織り込んで計画をして、それで一緒にモニタリングをすれば、地元の希望にも沿うだろうし、順応的管理という、再生会議のもともとの趣旨にも合うわけですね。

入れてみて、それで全く効果がない、すぐに流れてしまって、そんなことをやっても余り意味がないですよとなるかもしれないし、やはりある程度残って、もうそこは自然が復活をきて期待が持てるというようなことになるかもしれないし、そこはある程度やってみないとわからないことですから、そういったことを、護岸の計画の中に一部盛り込んでもらえないかなというのが私の提案です。

遠藤委員長 竹川さん、どうぞ。

竹川委員 市川市さんのほうで、かなり大規模な海浜なり埋め立て、要するに人工干潟をつくると。もう一度確認しますが、要するに人工干潟をつくっていくという。これは、どこにつくるかといえば、今の三番瀬の猫実川河口域ですね、昔の海域区分1です。そういうふうな…

(「そんな議論してないじゃないですか」「そこで何を言うか」「どうして議論できるのですか」「何で、おかしいよ」等の声あり)

竹川委員 ここで確認したいのは、要するに海岸保全施設の問題として、ここで護岸検討委員会の中では論議しているわけなので、だから、それ以外のいわゆる砂つけの問題というのは、やっぱりこの問題、この護岸検討委員会の中ではなじまないと。

ですから、いわゆる海岸保全区域をそのままにしておいて、その範囲の中でやると。

そもそも、いわゆる干出域の形成というのは、市川市の所有地の前で、中の湿地の問題と、沖合いのほうの干出域の問題とセットで、そこで論議をするということがあったわけなので、そういう意味で言えば、ここの今のアクセスの場所の中で大きく地域を広げてこの問題を論議するというのは、その順番もおかしいですし、そもそものこの論議の中からはみ出したテーマじゃないかと。

倉阪委員 確認しますと、私はアクセスの前でということを行っているわけじゃないです。海底の状況を見て、できる限り砂が逃げないようなところで、まず小規模に自然の範囲内で、全部が流れ出したとしても、自然の変動の範囲内に収まるようなものでまずは置いてみたらどうだろうかということ提案しているのです。

それで、竹川さんもおっしゃっていたように、この澗のところというのは、やはり自然環境としては余りよくないところですよ。これは、漁業者が使っているということもありますので、そこは漁業のほうの調整も必要かと思えますけれども、本当の昔の三番瀬と、市川市さんが考えているような三番瀬ということを見ると、澗はなかった三番瀬ではないかなというふうに思うんですけれども、そういう改善をしなきゃいけないような課題も抱えている場所であるというのは、竹川さんも承知されると思うのです。

その話と、猫実川河口のところに砂を入れるというのは全く違いますから、そこは分けて考えていただきたいと思います。

遠藤委員長 また、ほかのご意見。

後藤委員 意見が飛んじゃっているのをちょっと整理しますと、あくまでも海岸保全区域内でどういうバリエーションをつくるかということ、それから前の、水深も含めて流れも含めて、どこでどうがいいのかとここがありきじゃなくて、全体としてどこの場所が適しているのかということをもとちゃんと議論したいと。

だから、そこ以上のことは今回はやるべきじゃないと思いますし、それは再生会議の議題でもありますので、要望としては聞いていますので、この保全区域の中で何ができるかということだけをきちと。

それから、倉阪委員のほうから再生実現化の話があったのですが、実は護岸の前に海岸みたいに積んで実験をするというのが最初ありましたので、あれはやっぱり測線をつぶしてまでやるべきことではないと思いますので、この中でできることをむしろ一緒に考えながら、この中でできることをやっていくということで、ちょっと整理をしておいたほうがいいと思います。

以上です。

遠藤委員長 今のご意見の中で、そういう議論を進めていこうというご提案ですけど、具体的に今ここで提案されているような幾つかの要素があるわけですが、そういうことも考慮して、こういうような形を取り入れたらどうかという提案なんです。

ただ、規模がわからないので、効果が不明ですが、そういう意味で、取り入れる要素がある、あるいは形があるのであれば、そういったことを具体的に言っていただくと、もっと具体的になるかと思えますけど。

はい。

後藤委員 これが4ページのC案で基本的に僕はいいと思っているのですが、ただ、横断2の下のほうのやっぱり潮間帯を延ばすということは、これはここにかかわらず全体的に検討し

ていただきたいと。護岸全体ですね、ここだけじゃなく。

それから、上のほうは、先ほど階段、石積みをなかなかうまく積むのは難しいよという話がありましたので、その辺を議論しておけば、そのアプローチですか、そこだけをこの道路とぶつかる部分をどうするかという議論をしておけば、ある程度、それパツと言いましたけど、50メートルでいいのかどうか、もっとあってもいいんじゃないかという意見もありますので、その辺を基本断面としてはどれがいいかというのをある程度決めていけばいいんじゃないですかね。

だから、断面図の2の下のほうの潮間帯に関してはこの形を追求してもらおうと。上に対しては、じゃ何メートルぐらいで、どういう素材で、技術的にどうなのかという議論を進めておけば、ある程度その基本ができ上がってくれば、あとは、じゃあ、よりバリエーションをつけるのにどうしたらいいかという、次の問題として議論すればいいんじゃないかなと思います。

遠藤委員長 何かほかにご意見ありますか。

どうぞ。

宮脇委員 今の話のバリエーションの海岸の部分の方、法先の方は砂をつけるというあれは、市と県が共同してやっていくという方針について、三番瀬のグランドデザイン、ビジョンとちゃんと整合していくという形であれば、賛成します。

ただし、C案に関して階段部分、5ページ目に比較評価が、A、B、Cの案があるんですけども、私が気になるのは階段の部分に関してで、B案、C案はやっぱりコンクリート面が出ているので、これは景観上は、A案と比較すると全部 になっているんですけども、それぞれ同じではないのではないかなと。

つまり、BとCというのはAと比べると になってしまうと思います。比較すればですね。そういう類いのものであって、下に人を降ろして法先のほうまで行けるようにするという利用を重視すると、今の案だと景観は若干落ちるとするか、その中で選択するということだと思っ

たかいですね。

C案でもっと景観に配慮してくれれば良いのですが、この階段部分が、さらに幅が広がるということになると景観の方にはマイナスに働くので、コンクリート板を使うのであれば、それは自然の風景とちょっと違いますので、そのマイナス面も含んだ上で総合的に判断していただきたいというような意見です。

遠藤委員長 はい。

倉阪委員 上のほうについてのコメントが2つあります。

1つは、今、宮脇先生からもありましたけれども、階段ブロックについて景観的にどうか。色の話もあるのかなというふうに思いますけれども、茜浜のこの白いやつで本当に景観上望ましいのかどうか、そのあたりも考えていただきたいというのが1つ。

それからもう1つは、緑化の話です。緑化について、手間が大変だから部分的実施がいいと。今はこのアクセスの50メートルだけみたいな形になっていますけれども、この上のほうをやるわけですね。上のほうというのは、散策路のあたりというのはどうせ緑があって、何らか手は入れなきゃいけないわけで、ですから、ここの緑が幅が広がるということを考えると、それがその地域、あるいはこの護岸のアメニティというかそのイメージをよくするというのであれば、ここの50メートルだけにとどめるというよりは、やはり広げて、あとはその管理のやり方ですね。

例えばアダプト制度のようなものが見えるかどうかわかりませんが、地域のNGOと一緒に管理をしていくというような形で進めていく方向で、できる限り緑の部分というのは広げたほうがいいのではないかなというふうに思います。

遠藤委員長 はい。

宮脇委員 もう一度、すみません、緑化のところで言い忘れたのですが。

倉阪先生に追加で、陸地側の護岸の境界部分ですね、民地との境界部分に、平面図では緑化、木が植わっていたり、ベンチが置いてある絵になっているんですけども、断面図ではちょっと出てきておりませんので、具体的に検討が余りなされていないのではないかなと思うんですね。

その陸地側の際のところは、やっぱりしっかり緑化するしかない。特に建物、施設等が迫っておりますので、ここをちゃんと緑化していただきたい。そのスタディをここの会議でちゃんと見えるようにしてほしいということと。

6ページ目を見ますと、パーゴラとか、この太陽光のパネルのついた照明が置いてあったりベンチが置いてあるのですが、習志野がそうですけれども、これは景観上は悪い例だと思うので、こういう置き方はまずいと思いますので、ちゃんとしてほしい。ベンチを置く程度だったら、まだわかるのですけれども、もうちょっと木の緑化とかとセットしながら、居心地のいいバリエーションの場所を陸地側につくってほしいなというふうに思われます。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

清野委員 今ですと倉阪先生のほうからアダプト制度の話があったのですが、ちょっと佐々木委員さんに教えていただきたいんですけども、後背地の企業さんなどで、例えば昼間



に社員の方が憩うような緑地を整備する要望であるとか、あるいは企業さんとしてその社会貢献活動として、アダプト制度でこの区間は何々社さんが頑張っていますとか何かそういうような、地域の参加というか、特に企業さんの参加のご意向とかはありますでしょうか。

佐々木委員 今のところは、そこまで行っていません。ある程度こういう形で整備、景観上もこういうことをやって、やはりNGOなりNPOなりというような形の活動が必要ですよということのPRはまだ地権者には何もしていません。

清野委員 わかりました。出来ましたら、もちろん実際に方向が出てからおっしゃるのもわかるのですが、逆に、背後地の方がどのくらい関わってくださるかによって計画は変わってきますので、関わってくださらない場合はメンテナンスフリーみたいなほうが管理しやすいですし、関わっていただける場合にはもうちょっと幅もあると思うので。

佐々木委員 年に2回ぐらい、美化運動や植栽、伐採なりというものをその塩浜協議会の中で位置づけしております。

だから、市役所と一緒に清掃したり樹木が伸びたら切ったりという活動は協議会の中ではありますし環境委員会も活動しています。

ただ、企業の参加につきましては、まだ今からの話ですから、何も話をしておりません。

清野委員 わかりました、はい。一応、状況は了解しました

遠藤委員長 はい。

後藤委員 実は、僕は浦安市のほうの公園でアダプト制、浦安のは公園里親制度というので、設計段階からずっと一緒にした、何年もかけて6、7年ぐらいかけてやって、それで一応アダプト制の中を公園里親制度というので、地域住民で。今、大会員が二百何十人います。常時動いているのは五、六十人。それで、種からまいて花を植えたり。

本当はここも、三番瀬でも、マイレージのエコポイントと言っているんですか、今は。どうもそれは会議のときにそういうことを目指していたというのは、地域住民がある程度関わらなきゃいけないんですけど、もうちょっと広い範囲で人が関わってくれる仕組みをつくるということで提案していますので、こういうことをトータルに。今はばらばらに動いているのですが、では市川ではどういうことが考えられるだろうかとか、例えばハマヒルガオをちょっと増やしてここに植えてみようとか。そういうのって意外にうけるというか、環境のためにやる人が増えて、むしろそういうプログラムを今後検討しながらやっていけばいいんじゃないかなと思っています。

以上です。

清野委員 ぜひそうして。

遠藤委員長 この件についてはいろいろ話をしてきて、ある程度方向性といいますか、内容が煮詰まってきたと。それは何かというと、この資料 - 6 の一番最初の、デザインと書いてある内容ですね、そういうものがある程度あったほうがいいのではないかとということから、具体的なその断面に反映できるような形として、キーワードが から まで出てきていて、それらを織り込んでみると、一つのこういう形になってきたと。

それで、例えばくつろげる場所が欲しいというようなことの一つとして、階段ブロックのようなものがあつたらいいんじゃないとか、あるいは、縦断方向にやはり少し動けるほうがいいんじゃないとかということで、一応はいろいろご意見が出てきたものを一つの形にしてきたということで、ちょっとそういう経緯があつたかと思うのですがけれども、また新たに出てきてしまって、あるいはまた時間を経過してくると、また一つ一つの議論になってきて、ちょっと堂々巡りになっているかなというようなところがありますね。それで、くつろげる場所だったならば、今の天然の石のままではちょっと無理なので、何らかのブロックのようなものになるかなとか、あるいは、殺伐としたようなところは緑化しようとかですね。

ただ、図面上、いわゆる天端上のグリーンベルト等のところが下の断面図に反映されていないというようなところがちょっとありますけれども、ちょっとそういう経緯があつて、こういう案が提案されたと。

それで、ちょっと時間も無いのですがけれども、いわゆる法先から高潮帯までの部分をどういう機能を持たせるか。それから、そこからいわゆる法肩ぐらいのところまでにどういうものを織り込むか。それから、法肩から、大きな意味ではそのグリーンベルトをやるような部分ではどういうのを持たせるかということで、いろいろな要素を持たせるということで、そこにいろいろ書いてあるわけですがけれども、これらはあつたほうがいいというような要望から、こういう内容のもので出てきたのですがけれども、これをこれからどう議論していくか。

さっき後藤委員からお話がありましたような、法先の部分については、例えば砂が入ってきた場合にそれが定着できるような形状という形で、こういうのも一ついいのではないかとというようなことがあつたりして、こういう形になつたりということも経緯としてはあつたのだらうと思うんですけどもね。そこをさらにじゃどうするかということところが、今ちょっと残っているのですが。

ここで、会場の方からちょっとご意見をいただきたいと思います。何かありましたら、手を挙げてください。

3人ですね。

では、左側の一番後ろの方、どうぞ先に。短く、大分時間も過ぎていますので。

会場 大浜と申します。

この委員会の全部の議論に参加していたわけではないので、理解が足りないかもしれないのですが、このバリエーションを適用する範囲ですね。これはもう、すべての海岸に適用するというのでやっていらっしゃるのでしょうか。それとも、塩浜3丁目のほうはまた改めて論議することになるのでしょうか。その点で、もし3丁目のほうも含むのだったら、ちょっと意見を申し上げたいと思うのですが。

遠藤委員長 では、先にご意見をいただきます。

会場 そうですか。

私は、2丁目から始まった工事ですから、当面2丁目に適用されるバリエーションだと思って初め聞いていたわけですがね。

3丁目については、この前、市川市の環境学習施設の論議で、皆さん市民が集まっている意見を出しましたね。あのときの提案の中に、粗朶沈床工法をここでは取り入れてみたらどうかというのが出ていました。これは粗朶沈床工法は、円卓会議の段階でも、実際の専門家を新潟から呼んだりして検討した、そういうことがあるんですけども、やはりそういう自然環境学習と結びついてやるのならば、非常に自然に即した工法だと思いますので。しかも、これは砂がつくというのも、護岸自身が砂をつくことを助成してくれますね。砂の場所だったら砂がつくし、泥の場所だったら泥がつくでしょうけれども、そういう自然に即した工法をぜひ検討の中に入れていっていただきたい。

遠藤委員長 手前の方、どうぞ。

会場 細田と申します。

市川市さんから費用負担の話がちょっと出たので、ちょっと申し上げるのですが、1丁目の事業については市川市さんも費用負担をされるので、それなりの主張をしたいと思わずとおっしゃったので、それならば、費用負担をされない部分の2丁目、3丁目に関しては、負担をされないなりの主張にしていっていただきたいなと思ったので、ちょっと申し上げました。

遠藤委員長 右の方、お願いします。

会場 江戸川区からきました今関と申します。

A、B、C、3案とも共通なんですけれども、導入した機能で、護岸勾配、潮間帯の変化というのがございます。変化はまあいいんですけども、議論の中で、もっと先のほうに延ば

すことという意見があります。

これについて、6ページ目の右下のほうをちょっと見ますと、「現状では、人工的に石積の勾配を変化させなくても、法先に自然の何か凹凸が生じている」というふうにあります。したがって、あえて先のほうに延ばす必要はないと思うんですね。また、延ばすことによりまして、その先の海域が狭まりますから、そこに生物のいろんな生態が変化するということが大きな支障を来すので、それはやらないほうが良いと思います。

それから、ついですみませんけれども、調査結果のことで、夏のこのモニタリング調査のことで発言してもよろしいですか。

遠藤委員長 手短にお願いします。

会場 では、すみません。生物調査で、33、34のところ、砂つけ試験のモニタリングというのがあります。それで、工事が始まるというんですけれども、やっぱりこのモニタリング調査で、工事の施工前の生物の種類と数、そして今回の夏の調査の結果も、種類と数で示してもらわないと、一体これはどういうふうに変化しているかということもわからないし、意見の言いようもない、考えるポイントもわからないということですので、やはり施工前と施工後、要するに現状ですね、そういう数値を示すべきだと思うんですね。それをよろしく願います。すみません。

遠藤委員長 ありがとうございます。

まず、最初のご意見で、どこをとということがありましたけれども、今までの経緯としては、大きく1期、2期というような区分けがありまして、1期のほうがメインなんですけれども、まちづくりの計画がいろいろ進んでいるということも一つはありました。

それから、そういうような全面であるということで、そちらがメインであるというような経緯があったと思うんですけれども、第2期のほうは逆に言いますと、計画は少し後になりそうということから、では2期のほうは基本的には基本断面でいきたいと思います。しかし、余りにも殺伐なところがあるので、その部分もある面では保全区域ということで、余り人が入らないような形にするけれども、多少いろいろな要素を持たせてはどうかということで、この2期地区の部分のある部分を、そういうものを織り込んだらどうかということで、ここは対象になっていると。こういう経緯だったと思います。

それから、市川市さんのほうはちょっと後で話をいただくことにして、あと、モニタリングの結果については、確かに過去のデータと比較しないとわかりませんので、またそういうような方向で比較できるようなデータを出していただくことにします。

市川市さんのほうは、何かご意見はありますか。よろしいですね。今のご意見をいろいろ伺って、またいろいろ議論していくと。

それで、ちょっと私、先ほど申しましたように、いろいろな議論をしてきたのですが、毎回毎回、新しいのを見るとまたそこで同じ議論が出てきてしまっているということ。それから、保全区域を延ばすというふうにおっしゃったのかどうかちょっとあれですが、保全区域内でやるというのは大きな大前提になっていますので、その中で、護岸前面の石の状態を、あるいは多少バリエーションを持たせるということに来ていたと思いますので、そういう面では、保全区域を広げてということではなかったと思いますね。

それで、これは次年度に向けて具体的な案をつくるわけなんですけれども、まだもう一度ぐらい時間がありますので、今日のことを整理していただいて、それで、それぞれ時間を追って、ある程度了承の得られたものはどこかというものでちょっと整理していただいて、それで何が残っているかと。

それで、要素としてはこうやって出てきているのですが、幅とか距離とかという話が先ほどちょっと出ていましたけれども、これは、それぞれこういうものを織り込むということが必要だということが前提になったとしても、では実際にどのくらい、どういうイメージをそれぞれが持っているかということを議論しておいたほうがいいんじゃないかということから、必ずしも50とか100とかいう前提を決めていたわけではなくて、それぞれ主観がどうもかなり幅がありそうなので、実際はどの辺かということも議論していただくということで、具体的に出てきたと。

あと、機能的な問題で、やはり保全区域ということではあるけれども、多少は親水的な要素もあるし、あるいはくつろげる場所でもあるということから、いろいろな要素が出てきたという経緯はあったのだらうと思います。ですから、その辺を少し今までの経緯を整理していただいて、では具体的にどういう形で織り込むか。もちろん、保全施設ということですので、先ほど大野委員からお話がありましたけれども、それはもう大前提の話ということですね。

今日はそこまでということで、ちょっとこの次までに整理していただいて、いろいろ案が出てきたのですが、ちょっと今までの経緯を振り返るとまた同じ議論になっているような気がしますので。

松崎委員 1点だけよろしいですか。

遠藤委員長 どうぞ。

松崎委員 今、市川市の田草川委員がおっしゃったことについての県の見解を、私、市川市

民ですので、ちょっとすり合わせなり何なりで、行政同士で話し合うのかどうなのか知りませんが、市民にお伝え願えればありがたいのですが。田草川さんがおっしゃったことについて、砂をつけるとか、そういうすり合わせをするつもりが……

事務局（中山） 砂をつけるという話は、護岸検討委員会でそもそもやるべきものではないと私は認識しているんです。ランドデザインなり再生会議のほうで詰めていただく問題だと。ですから、先ほど委員から出たように、今回の護岸検討委員会というのは、保全区域の中での護岸の形状ということだと思っただけですね。ですから、それから先の話は、ここで検討してもらった方がいいんですけども、もっと大きなところでの議論の話。

ですから、田草川さんが言われた意見というのは、事務局としても貴重な意見ですから、こういう意見が出されたというのは議事録にとどめておくと。それで委員会がいいと思っておりますが、どうでしょうか。

倉阪委員 そこは私は異論があります。ランドデザインを考えるに当たっても、順応的管理で小規模でもある程度何らかのデータなりがあって、それでランドデザインがやれるということだと思っただけですよ。それが順応的管理、自然の声を聞いて、それで物事を考えるということだと思っただけですね。

それで、小規模な実験、そういったものをこの護岸の範囲の中で、このアクセスのところに限らずに、砂がつきそうなところでちょっとへこませてみて小規模に砂を置いてみるということ、この護岸の経過の中でなぜできないのかと。

そこは緑化するのと同じじゃないですか。緑化をするということも、護岸の構造とは全く関係ない、護岸の防護とは関係ないわけですね。それ、アメニティの話ですよ。それと同じように、小規模に砂を置くということがなぜできないのか。そこは私は全くわかりません。

遠藤委員長 どうぞ。

大野委員 陸側のほうは、多分、護岸検討委員会で検討していただいても構わないのですが、海域になると今言った、ほかのいろいろ議論されているものがあるので、多分慎重にということを行っているとは私は理解しているんですね。

緑化の場合は護岸の陸の部分、砂つけは海の部分、海域に入っていくので、議論をちょっと慎重にということだというふうに理解しているんですけども。

倉阪委員 それであるならば、実現化検討委員会の範囲で後戻りができるような、構造物を置くかどうかは別ですけどね、後戻りができるような砂つけ試験のようなものですね、そういったものをこのタイミングで一緒にやるということとはできないんですかね。

遠藤委員長 どうぞ。

後藤委員 話が混乱したみたいで。

海岸保全区域の中では、少しでもいいものをつくるための実験も必要であればやりましょうという話であって、保全区域以外というのは別問題ですから、そこは切り分けをしましょうということでもいいんじゃないんですかね。保全区域内でバリエーションを考えるとすることは、いろいろな砂をつける場所も実験をする場所も出てくるので、それを話し合っただけでいいと。

倉阪委員 ですから、当然、保全区域内でへこませて砂を置くということも、バリエーションの一種として考えてもらえばいいということで。

中山さんがおっしゃったのは、それについては護岸の範囲外であると明言されたので、そこはおかしいということを行っている。

事務局（中山） いえいえ、それは誤解だと思うんですよ。私が言ったのは、市川市さんの意見として、干潟再生というのが前面に出てきているので、それについての話をしたんです。

今、倉阪さんが言われた話というのは、場所の提供は、護岸をせっかくやっていますから、形を少しぐらい変えるというのはそれはできると思います。ですから、実現化のほうでそういった場所を提供してもらいたいということであれば、それは行政で話し合えば、私どものほうでそれはできないということはないと考えていますけれども。

遠藤委員長 どうぞ。

松崎委員 今おっしゃっているのは、私は何か門前払いをくらわされたような気がしたんですよ。

事務局（中山） いえいえ、そうじゃなくて、言葉が足りなかったと思いますけれども、田草川さんのご意見は、今回の護岸がこれで終わりなのかというご意見だったと思うんですね。それは、ここの委員会としては、確かに今までの前提条件として保全区域内での整備ということを大前提でやってきましたから、それはそれで一段落だと。

ただ、これからこの先の護岸をどういうふうにしていくかという議論は、それはまたこの場所になるか、あるいはほかの場所になるかわかりませんが、護岸検討委員会が存続しているのであれば、それは将来的にまた議論してもらえばいいと思うんですよ。

そういったことを今この場で伝えるということになれば、この絵をどういうふうにするかということではなくて、議事録として、こういうご意見がありました、ですからそういったことを今後検討していきますとか、そういう議事録として残しておけばいいのかなと、そういう

ふうになっているんですけど。

遠藤委員長 一方において、倉阪委員が委員長の再生実現化の試験検討委員会がありますので、そちらの議論の結論も具体的にいただいておりませんので、そちらのほうの結論を得て、こちらの今の護岸との調和を見ながらどうしていくかと。

今のようなことが配慮できるようにということでの形の提案は一応出てきてはいるんですね。ただ、そこに砂を同時に入れているかどうかというのは、ちょっと触れていなかったということですね。

海岸保全施設として、砂を入れるということができないかわかりませんが、当然、結果的によってくればそれはそれでいいわけですね。ですから、要素としては入っているということだと私は思っているんですけどね。ただ、そういうようなことをやっていくか。

ですから、今、倉阪委員が言われたようなことは、その再生実現化のほうで鋭意そういうような提案をしていただいて、護岸は進んでいますので、どこでやるにしても、結果的にそういう影響、あるいは効果が出てくるということもあるかと思えます。

はい。

榊山委員 今、保全施設として砂が入っちゃうと、それはずっと残さなきゃいけないですから、一緒くたにやるのは、海岸施設として護岸と砂と一緒に議論するのはやっぱり無理だと思うんですけども。

倉阪委員 だから、海岸保全区域に入れてくれということを行っているわけじゃないんです。何を言っているかということ、護岸のモニタリングに影響するから、当面砂は入れないでほしいというような、そういったことはやっぱりおかしいんじゃないかと。だから、一緒に計画する中で砂というのも考慮して、それもあわせてモニタリングをするというような、そういう柔軟な対応をしていただきたいということです。

その砂を入れるのは、護岸工事として入れなくても構わないし、それは当然、実現化検討委員会のほうでやるということで全く問題はないわけですけども、そのタイミングは、護岸のモニタリングがあるからそれに影響するから、そんな砂を入れるのは難しいですよ、そういうような杓子定規な縦割りの対応をされると物事は進まないんじゃないかということなんです。

遠藤委員長 ちょっとその辺、錯綜しているようですけども、その辺も今日の議論を踏まえてちょっと整理しておくということで、今日のところは抑えておいていただきたいと思えます。言われていることはいろいろ内容を含んでおりますのでわかるんですけども、ちょっと



考え方はいろいろあるかと思えます。

そういうことで、大分予定より超過してしまったのですけれども、もう一度今のところを整理して、ここに至るまでの経緯とあわせて、そしてその部分を中心に次回また検討したいと、このように思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

遠藤委員長 では、今日の議題については以上ということで。

では事務局に、何かその他でお願いいたします。

事務局(宇田川) では、次回の委員会などの開催予定について説明いたします。

まず、緑化試験の現地見学会を10月中旬に予定しております。

それと、次回の委員会を10月の終わりか11月の上旬に予定しております。

以上です。

遠藤委員長 では、本日の議題は終了しましたので、議事進行を事務局にお渡しします。

事務局(宇田川) 遠藤委員長、長時間にわたり議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様、多様な視点からさまざまなご意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第27回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後8時03分 閉会